

大和市長 あて

No.

受付者 _____

令和8年度用

申請者(保護者)署名

令和 7 年 ○ 月 × 日

大和 花子

申請児童	ふりがな 氏名	ヤマト シロウ											性別	生年月日 (年齢)	障害者 手帳等	特別児童 扶養手当	
		大和 次郎															
	個人番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	☒ 男 ☐ 女	R7・8・18 (0 歳)	☐ 有	☐ 有
保護者	郵便番号	〒 2 4 2 - 0 0 0 1															
	住 所	大和市下鶴間1-1-1 大和市役所															
	令和7年1月1日の住民票所在地(父)	□大和市 ☒ 他(前大和 市・区・町・村)		令和7年1月1日の住民票所在地(母)	□大和市 ☒ 他(前大和 市・区・町・村)												
	令和8年1月1日の住民票所在地(父)	☒ 大和市 □他(市・区・町・村)		令和8年1月1日の住民票所在地(母)	☒ 大和市 □他(市・区・町・村)												

申請児童と同一住所に居住する方等

※対象者は申請児童を除く同一住所に居住する方等(住民票上世帯分離している方・多世帯住宅居住者・単身赴任等で別居している方)です。記入欄が足りない場合には申請書を複数枚ご使用ください。

ふりがな 氏名			性別	申請児童との続柄	別居 (国・自治体)	生年月日 (年齢)	職業・学校等	障害者 手帳等
ヤマト タロウ			☑男 □女	父	(□別居)	YY・MM・DD (YY 歳)	会社員	□有
大和 太郎								
連絡先(電話番号)	0 8 0 - △ ○ ◇ ▽ - △ ○ ◇ ▽							
個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×							
ヤマト ハナコ			□男 ☑女	母	(□別居)	YY・MM・DD (YY 歳)	公務員	□有
大和 花子								
連絡先(電話番号)	0 8 0 - △ ▽ ◇ ▽ - ◇ ○ ◇ ▽							
個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×							
ヤマト イチロウ			☑男 □女	長男	(□別居)	R2・12・27 (4 歳)	○×保育園	□有
大和 一郎								
連絡先(電話番号)	- -							
個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×							
ヤマト クラノスケ			☑男 □女	祖父	(□別居)	YY・MM・DD (YY 歳)	パート	□有
大和 蔵之介								
連絡先(電話番号)	0 9 0 - ◇ ▽ ◇ ▽ - △ ○ ▽ ◇							
個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×							
ヤマト ナデシコ			□男 ☑女	祖母	(□別居)	YY・MM・DD (YY 歳)	無職	□有
大和 撫子								
連絡先(電話番号)	0 9 0 - △ ○ ◇ ▽ - △ △ ○ ▽							
個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×							
ひとり親の場合		□離婚 □未婚 □別居<調停 □無 □有> □死別						
生活保護の受給		□有 □申請中						

希望期間	令和 8 年 4 月 ~ 令和 年 月・小学校就学前
------	----------------------------

希望 順位	施設名	見学済	希望 順位	施設名	見学済
1	○×保育園 ()	☒	5	○×保育園 ()	☐
2	×○保育園 ()	☒	6	×○保育園 ()	☐
3	××保育園 ()	☒	7	××保育園 ()	☐
4	○△保育園 ()	☒	8	○△保育園 ()	☐

・希望施設が市外の場合はカッコ内に市町村名を記入し、利用できる条件、締切、必要書類を事前に確認してください。
・見学をしていなくても希望は可能です。(希望施設が市外の場合は、各自治体に確認してください。見学必須場合があります。)
・保育料以外にも実費等の費用が発生する場合がありますので、金額については見学の際などに直接各施設にお問い合わせください。

兄弟姉妹2人以上で 申し込む場合	申し込みをする(している)兄弟姉妹と ☐ <u>同じ月に入所できる場合のみ</u>、この申請児童の入所を希望します。 ☐ <u>同じ保育所等に入所できる場合のみ</u>、この申請児童の入所を希望します。 ※上記の両方を選択しても、1つも選択しなくても構いません。 ※兄弟姉妹3人以上で申し込む場合は、条件の確認のため、事前に大和市ほいく課にご相談ください。
-----------------------------	---

保育の希望	保育の必要量	☐ 保育短時間		☒ 保育標準時間		
	保護者① 続柄(父)	☒ 就労	☐ 妊娠・出産	☐ 疾病・障がい	☐ 介護・看護	☐ 災害復旧
		☐ 求職活動	☐ 就学	☐ 育休中の継続利用※1 ☐ その他		
	保護者② 続柄(母)	☒ 就労	☐ 妊娠・出産	☐ 疾病・障がい	☐ 介護・看護	☐ 災害復旧
		☐ 求職活動	☐ 就学	☐ 育休中の継続利用※1 ☐ その他		
※1 低年齢児保育所等を卒園する児童の保護者が卒園後も育児休業での利用を継続する場合(原則、卒園直後の4月申込のみチェック可)						

希望する曜日・時間	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金	7 時 0 0 分		～	1 8 時 0 0 分	
	☐ 土曜	時 分		～	時 分	
	☐ 日曜・祝日(別途休日保育の申し込みが必要)	時 分		～	時 分	

・土曜の利用について、保護者・保護者の配偶者のどちらかが勤務が無い等の状況でご自宅での保育可能な場合は利用できない場合があります。
また、希望があった場合でも施設の受け入れ態勢によっては利用ができない場合があります。
・日曜日や祝日、年末(12月29日～31日)の利用については、保護者が就労している等の理由で常態的に保育を必要とする児童の保育を実施するものです。利用する場合は、日曜日や祝日において常態的に保育が必要かどうかを就労証明書などで確認する場合があります。
また、通常通う保育所等において月曜日から金曜日の間で1日は、保護者が児童を保育してください。

申込月の前月末時点における申請児童の保育状況 ※()の合計が7日間になるよう記入ください	☒ 育児休業等・産前産後休暇を取得し家族が保育 ※入所月1日から翌月1日までに復職が必要です。(上記※1の場合を除く) ※申込月の前月末までに復職予定の場合は、前月末時点での保育状況について、ほかの選択肢を選んでください。		続柄: <u>母</u> が週(7)日保育	
	☐ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業等の延長も許容できる(※指数－20) ※育児休業等を取得し家族が保育に該当し、利用ガイドを参考の上「育児休業等延長予定」の「－20点」を希望する場合は、チェックをしてください。			
	☐ 家族・親族が保育 続柄: _____ が週()日保育			
	☐ 職場で同伴就労 続柄: _____ が週()日保育			
☐ 次のところに預けている 名称: _____ で週()日保育				

主な送迎者 ※未成年の兄弟姉妹などは認められません	送り	☐ 父 ☒ 母 ☒ 祖父 ☒ 祖母 <input 4"="" type="checkbox/>()</td></tr><tr><td>迎え</td><td colspan="/> ☐ 父 ☒ 母 ☒ 祖父 ☒ 祖母 <input 4"="" type="checkbox/>()</td></tr><tr><td>送迎時の車の使用</td><td colspan="/> ☒ 有 ☐ 無				
	送迎者の感染症	☒ 無	☐ 有	※有の場合、下の欄も記入してください。		
					氏名() 続柄() 病名()	
					氏名() 続柄() 病名()	

転居予定	☒ 無	☐ 有 転居先() 転居時期(年 月 日ごろ)
------	---------------------------------------	--

出産予定	☒ 無	☐ 有 予定日(年 月 日ごろ)
------	---------------------------------------	--

1. 教育・保育施設等利用ガイドの内容を理解した上で申請していること

2. 記入内容及び教育・保育給付認定内容について必要に応じて関係施設に情報を提供すること、また、個人に関する情報を除き調整内容(指数等)について市民等に情報を提供すること

3. 申請者、申請児童及び同居家族の住民記録や税情報、福祉に係る情報等、施設を利用するにあたって必要な情報について調査すること

4. 認定の審査(副食費の助成に関する審査を含む)にあたって、申請者や同居親族の住民基本台帳や市町村民税課税情報等の必要な情報を確認する(個人番号を用いた情報連携を含む)ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供・報告を求めることがあること

5. 申請に必要な書類を提出しない場合は、教育・保育給付認定や利用調整を行わない場合があり、施設を利用できない場合があること

6. 記入内容が事実と相違する場合は、教育・保育給付認定を取消す場合があるほか、内定取消または退所となる場合があること

7. 記入内容に変更が生じた場合(退職や転職、就労形態の変更や家庭状況の変化等)、速やかに必要書類を提出すること

8. 記入内容について、正当な理由なく書類の提出をしなかった場合、または、虚偽の申請を行った場合は、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例第6条の規定による10万円以下の過料に処されること

9. 保育所等の利用における教育・保育給付認定の通知は利用調整の結果通知と併せて通知を行うこと

幼稚園等の利用における教育・保育給付認定の通知は原則、入園までに行うこと

10. 保育の必要量は保護者の就労時間・状況等をもとに大和市が決定するため希望と異なる場合があること

11. 過誤納金が発生した場合は、口座振替(自動払込)申込口座に返金する場合があること

以上のことに申請児童と同居する家族が同意のうえ、
上記のとおり申請します。

(☒ 同意確認)